

「遠隔診療」を、定義があいまいな「オンライン診療」で言い換えて良いのか



社会医療法人財団董仙会
本部情報部
恵寿総合病院



山野辺 裕二
<http://ymnb.info/>

Keiju Healthcare System

唐突な名称変更

Keiju Healthcare System
<http://ymnb.info/>

30年度の診療報酬改定では、**オンライン診療料・オンライン医学管理料**の新設が謳われている。ここでオンライン診療とは「情報通信機器を活用した診療（オンラインシステム等の通信技術を用いた診察や医学管理）」とされている。

この語は今回改訂から唐突に現れたもので、定義がはっきりしているとは言えない。

本日の内容

Keiju Healthcare System
<http://ymnb.info/>

1. 「オンライン診療」登場の経緯説明
2. 「遠隔医療」にまつわるこれまでの経緯
3. 「オンライン診療」用語定義の問題点
4. 考察と今後の対策

1. 「オンライン診療」登場の経緯

Keiju Healthcare System

情報通信機器を用いた診療に関する
ガイドライン作成検討会（3回予定）

Keiju Healthcare System
<http://ymnb.info/>

下記を受けて開催された。

- 未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）
- 新しい経済政策パッケージ（同年12月閣議決定）

2月8日 第1回
「オンライン診療」と呼称することを確認

3月8日 第2回
オンライン診療の適切な実施に関する指針（案）

情報通信機器を用いた診療に関する
ガイドライン作成検討会（3回予定）

Keiju Healthcare System
<http://ymnb.info/>

- 未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）
- 新しい経済政策パッケージ（同年12月閣議決定）

しかしこれら完成文書の中に「遠隔診療」の語はあっても、「オンライン診療」は存在しない。前者に「オンライン診察を組み合わせた」とあるのみ。

「オンライン診療」 [site:go.jp](http://site.go.jp) でグーグル検索すると、
「オンライン診療」の用語が政府文書に登場するのは2017年前半、上記を策定した規制改革会議の参考人資料から。内閣の会議も厚生労働省検討会も企業代表を参考人に呼んでおり、利害関係のない第三者の話も聞いたのか不明。
豊田氏（株式会社メドレー）
武藤氏（医療法人鉄祐会、（株）インテグリティヘルスケア）

上：遠隔医療学会の定義（2013）
下：指針案（3月8日）の定義

Keiju Healthcare System
http://ymnb.info/

「患者」に対して、「主治医」から「医療」を提供する遠隔医療である。患者は、自宅等において、**遠隔地の医療施設等にいる主治医とテレビ電話等**で対話を行う。併せて、伝送された患者の心身の状態をもとに主治医が判断し、患者の療養を支援するものである。このタイプの遠隔医療を遠隔診療“**Telecare**”ということもある。

- 遠隔医療（こちらは名称変更なし）
情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為
- オンライン診療
遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果を伝達する等の診療行為を、リアルタイムで行う行為。

従来と「オンライン診療」の違い

Keiju Healthcare System
http://ymnb.info/

- 遠隔地でなくとも良い → 検討会等でも言及
しかし**urban telemedicine**という語は昔からある。
後述するが解決済みとも言える。
- 主治医でなくとも良い → 条件の緩和
ただし指針内で制限
- テレビ電話等でなくとも良い → 条件の緩和
リアルタイムであれば、LINEなどの文字のみでも良い？
- オンライン診療
遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果を伝達する等の診療行為を、リアルタイムで行う行為。

このセクションの結論

Keiju Healthcare System
http://ymnb.info/

「オンライン診療」の現定義はリアルタイム性のみを要件としており、情報量の少ない文字によるチャットも許容してしまう。

文字チャットは情報量としては電話再診に劣るのでは？

2.「遠隔医療」にまつわるこれまでの経緯

Keiju Healthcare System

遠隔医療の歴史

Keiju Healthcare System
http://ymnb.info/

「遠隔医療」の用語は歴史が古く、**1990年代初め**には遠隔画像伝送の実用事例があり、**1996年**には厚生労働省が「遠隔医療に関する研究班」を組織した。**2005年**には日本遠隔医療学会も発足している。厚生労働省は従来の通知で、「情報通信機器を応用し診療の支援に用いる、いわゆる遠隔診療」と表現している。**通知の解釈では揺れが見られる。**

国際的にも**1993年**に「International Conference on the Medical Aspects of Telemedicine」が初開催され、当時以来日本語での「遠隔医療」、英語での**telemedicine**という用語も定着している。そのなかで患者に対して行われるものは遠隔診療（**telecare**）とされてきた。

情報通信機器を用いた診療と「医師法第20条無診察診療の禁止」（1948年）に関するこれまでの経緯

1997 情報通信機器を用いた診療（厚生労働省医政局通知） ・初診患者は原則対面 ・遠隔診療患者の対象を明示 <離島、へき地、別表の患者（在宅糖尿病患者等）>	2015 情報通信機器を用いた診療の明確化（厚生労働省事務連絡） 遠隔診療の対象は1997年の通知に示した患者に限定されず、通知は例示の旨を明確化	2018 情報通信機器を用いた診療に関するルール整備 医療上の安全性・必要性・有効性が担保された適切な診療を普及するための一定のルール整備
2016 遠隔診療のみで完結する場合（医政局医事課長通知） 対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結する事は医師法違反に成りうる	2017 「規制改革実施計画」の閣議決定（厚生労働省医政局通知） ・患者側の理由で診療が中断した場合、直ちに医師法違反にはならない ・基壇外来の柔軟な取扱い ・テレビ電話や電子メール、SNS等を組み合わせた診療が可能	今後 遠隔診療の適切な実施・普及

原則 解釈 実施・普及

情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン作成検討会（2/8） Keiju Healthcare System

2月8日検討会の資料1

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

■1997年通知 初診患者は原則対面とする。離島・僻地・在宅等を例示
●2015年通知 上記は例示でありそれ以外を制限するものではない
これを受け、テレビ電話のみで薬を受け取れるといったサービスが登場。

■2016年通知 対面診療を行わず遠隔診療だけで完結することは医師法違反となり得る。
●2017年通知 禁煙外来は柔軟化、テレビ電話やメール、SNS等を組み合わせた診療は可能。
? 2018年 「オンライン診療」、指針の作成……

このセクションの結論

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

遠隔医療・遠隔診療は歴史があり、和訳・英訳も遠隔医療⇔telemedicine、遠隔診療⇔telecareと双方向に整合が取れている。

- 「オンライン診療」は従来の各種通知の対象範囲内なのか外なのか不明瞭。
- 「オンライン診療」が「遠隔診療」と異なるのなら別の英訳語を創造する必要がある。
- telecareの和訳を今年から「オンライン診療」に変えることは不自然で許容できない。

3.「オンライン診療」用語定義の問題点

Keiju
Healthcare
System

「オンライン」の通念

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

「オンライン (on-line)」という語は一般的には、通信回線やネットワークに接続している状態のことをいう。

このことから、「オンライン診療」とは、通信回線やネットワークを介した診療と解されるのが自然である。無理に日本語で表現すれば「回線接続下診療」と表すことができる。

オンラインと通信状態

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

「オンライン」は接続状態を表すので、オンラインでも無通信であってかまわないが、おそらく「オンライン診療」の意図する状態にはそぐわない。

「オンライン診療」の本質がリアルタイム通信なのであれば、「リアルタイム通信下診療」と称する方が適切である。

「オンライン」は非対面の意で使われている？

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

オンラインの対義語は「オフライン(off-line)」である。回線から切断されている状態を表すが、1980年代後半からパソコン通信やインターネットを介した人的コミュニケーションが発達したのち、直接会うことを「オフライン」と表現する用例も出てきた。

この直接会うことを意味する「オフライン」の対義語としての「オンライン」は「非対面」の意味を備えてくる。政府の資料にも「対面診療とオンライン診療を組み合わせ」などと書いてあることから、「オンライン診療」の概念をよりの確に表現する用語は、「非対面診療」ではないかと考察できる。

「オンライン」と遠隔

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

注目すべき点は、「オンライン」には「遠隔」の概念が含まれないので、同じビルの1階と2階の間で行われる診療行為も含まれるという点であり、この点が「オンライン診療」と「遠隔診療」のもっとも異なる点である。

いっぽう「遠隔診療」といっても、学会等では交通機関で1時間程度の距離を隔てた場合のtelecareの有用性も発表されており、どこまでを遠隔というのかについての明確な定義はなさそう。ネット検索でurban telemedicineに関する文献も多数見つかる。
2015年通知で遠隔以外を含むことは解決済みでは？

このセクションの結論

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

- 「オンライン診療」はtelecareの和訳語として「遠隔診療」との関係性を混乱させる（再掲）。
- 「オンライン診療」が求める本質を追究した用語としては、「リアルタイム通信下診療」や「非対面診療」の方が適切である。
- 用語「オンライン診療」は「遠隔」の意を避けるために用いられているのだろうが、英語ではurban telemedicineという語が既に用いられており、国際的にみた概念整合性を混乱させる。

4. 考察と対策提言

Keiju Healthcare System

第1回議事録での説明

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

武藤参考人の説明で初めて登場。

- 「オンライン診療という言葉を用いるのはどうだろうかといったことも1つ意見としてございました。」以後頻出。
- 「そういったむしろグレーなものを今回はオンライン診療の一部であると定義して、」
- しかし「オンライン」という名称に変えなければならぬ理由は明確にされなかった。
- はじめから「オンラインありき」の印象。
- グレーなものを含む点が繰り返された。

第1回議事録にみる討議内容

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

- 遠隔の意を含まないので良い
- 混乱回避のためオンラインに統一しては
- 断続的オンラインの問題は許容できる
- 国際的文脈での整合性を
- 用語がたくさん生じるのは好まない

しかし「オンライン」という用語そのものの是非については、山本座長が若干言及したのみで、議論は深まらなかった。

結論1（個人の意見です）

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

- 「オンライン診療」という語はこの分野でビジネスをする企業の代表が持ち込んだものであり、第三者検討が不十分なまま、検討会開催前に診療報酬体系に明記され不適切。
 - 過去の通知が同様に適用されるのが確認されていない。
 - 国際的にも整合性のある「遠隔診療」を「オンライン診療」に変えた合理的理由は「遠隔でないものを含める」以外に見当たらず、混乱を招く弊害の方が大きい。
- 「オンライン」という語の使用は適切でなく、「非対面診療」とした方が明確である。
 - 遠隔診療が遠隔でないものを含む事は2015年の「例示に過ぎない」通知で解決済みとも言える。

結論2（個人の意見です）

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

1. 「オンライン診療」という語はこの分野でビジネスをする企業の代表が持ち込んだものであり第三者検討が不十分。
2. 過去の通知が変わらず適用されるのが議論されていない。
3. 国際的にも整合性のある「遠隔診療」を「オンライン診療」に変えた合理的理由は「遠隔でないものを含める」以外に見当たらず、混乱を招く弊害の方が大きい。

- むしろ上記3の理由は、2016年通知でイメージが悪くなった「遠隔診療」の語を「オンライン診療」にすり替えることを通じ、既存概念を故意にぼかすことが主眼で、グレーなビジネス展開を容易にするのが主目的ではないか？
- 患者のためになるのか？

今後の対策（1）

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

以下の「オンライン診療の定義」から、情報量の少ない文字によるチャットも許容してしまう問題点を取り除く。

遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果を伝達する等の診療行為を、リアルタイムで行う行為。

2017年11月15日、未来投資会議構造改革徹底推進会合の、武藤参考人資料内の定義も参考になる。

オンライン診療とは、ICTを活用し、患者データの質と量を増やすとともに、医師と患者の双方向コミュニケーションを深めることで、診療の質を高めていき、従来の対面による診療を補完するものである。

今後の対策（2）

Keiju
Healthcare
System
<http://ymnb.info/>

「オンライン診療」とは、従来の「遠隔診療」と同義の言い換えに過ぎず、1997,2015,2016,2017年の遠隔診療に関する通知はオンライン診療においても等しく有効であることを指針に明記する。

「オンライン診療」とは、従来の「遠隔診療」と同義の言い換えに過ぎず、両者の英訳はともにtelecareとすることを指針に明記する。

もしくは、「オンライン診療」の英訳を別途策定する。